

しょう かた
障がいのある方のための
しゅう ろう し えん き かん
**就労支援機関
ガイド**



はたら おも
「働きたい!」と思っているのに
しゅうしょく
「どうやって就職したらよいかわからない」
だれ そうだん
「どこに、誰に相談すればよいかわからない」
というみなさまに・・・

神戸市

目 次

○ たとえばこんなときには	1
○ しごとサポート	2
○ ハローワーク（公共職業安定所）	4
○ 兵庫障害者職業センター	6
○ 公共職業能力開発校	8
○ 総合リハビリテーションセンター職業能力開発施設	10
○ 就労選択支援事業所	12
○ 就労移行支援事業所	13
○ 就労定着支援事業所	14
○ 就労継続支援事業所（A型・B型）	14
○ 障害者相談支援センター	15
○ 発達障がい相談窓口	16
○ 区役所	16
○ 主な就労支援機関一覧	17
○ 各支援機関への交通案内	18

制度内容等は、令和 8 年 4 月 1 日時点のものです。

制度についての内容詳細は、各機関へ直接お問い合わせください。

障害者手帳の交付を受けていない発達障がいの方や難病のある方なども対象です。

スマートフォンからも 2 次元コードで掲載内容をご確認いただけます。

就労支援機関ガイド

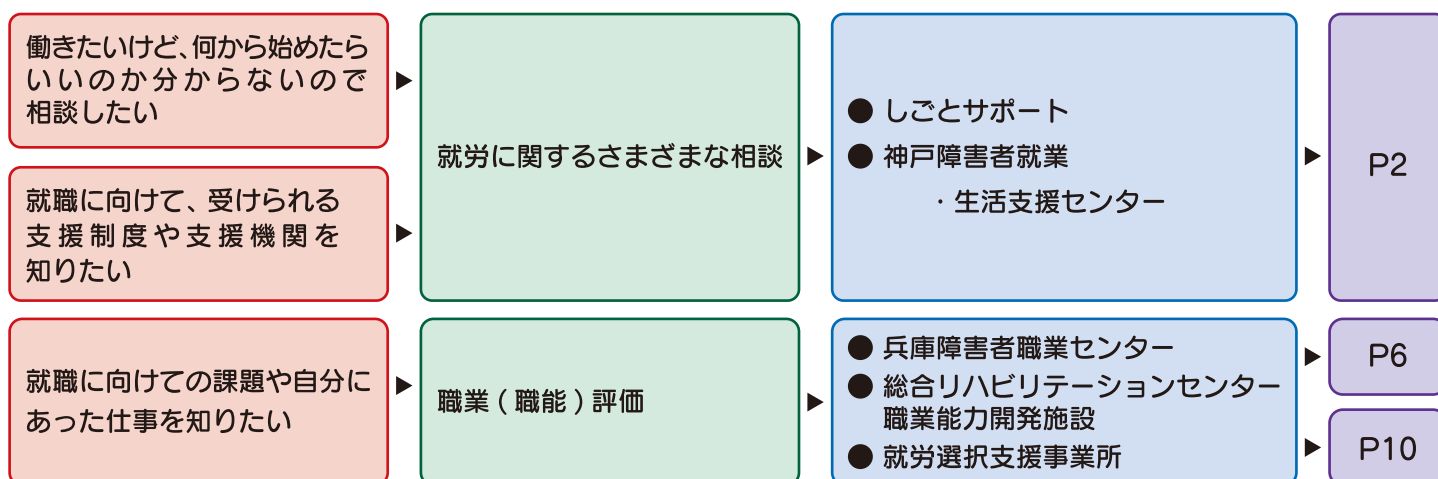
<https://www.city.kobe.lg.jp/a97737/kenko/handicap/syakaikatdudou/shurou/oshirase.html>

本冊子は神戸市ホームページにも掲載されています。

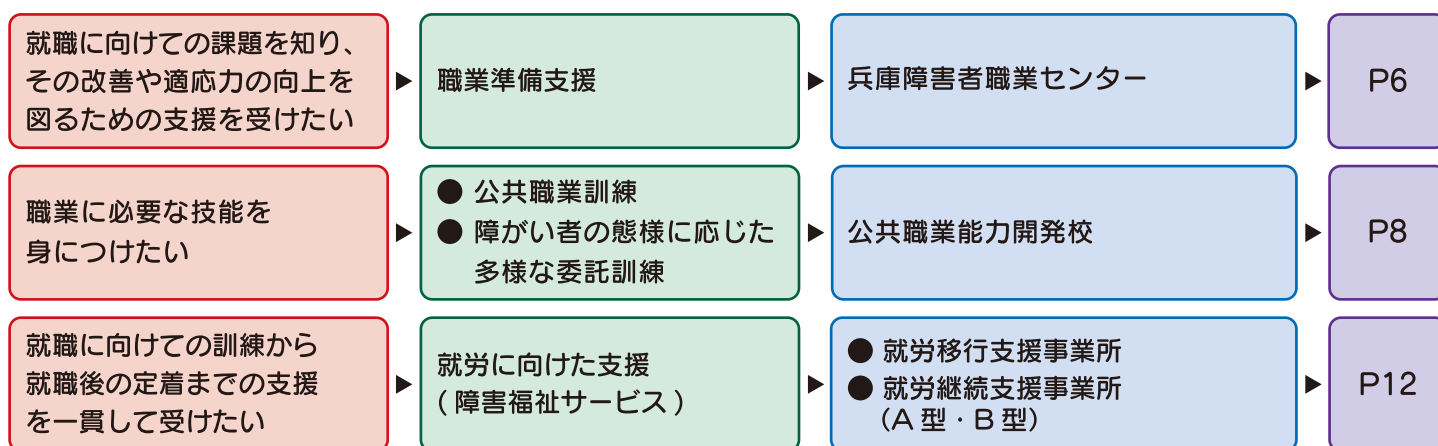


たとえばこんなときには…

就職に向けての相談



就職に向けての準備・訓練



就職活動、トライアル・就職後の定着支援



「しごとサポート」では、就職を希望する障がいのある方や在職中の障がいのある方に対して、労働・福祉・保健・教育・医療などの関係機関や企業と連携し、就労に関するさまざまな支援を行っています。一般就労を希望する方であれば障がいの種別や手帳の有無を問わず、どなたでも利用できます。

主な業務内容

- 就労および就労に関する生活面での相談・助言・指導・情報提供
- 就労に向けた基礎訓練・職場実習の調整
- 就労後の職場定着支援
- 関係各機関とのネットワークの構築と連携

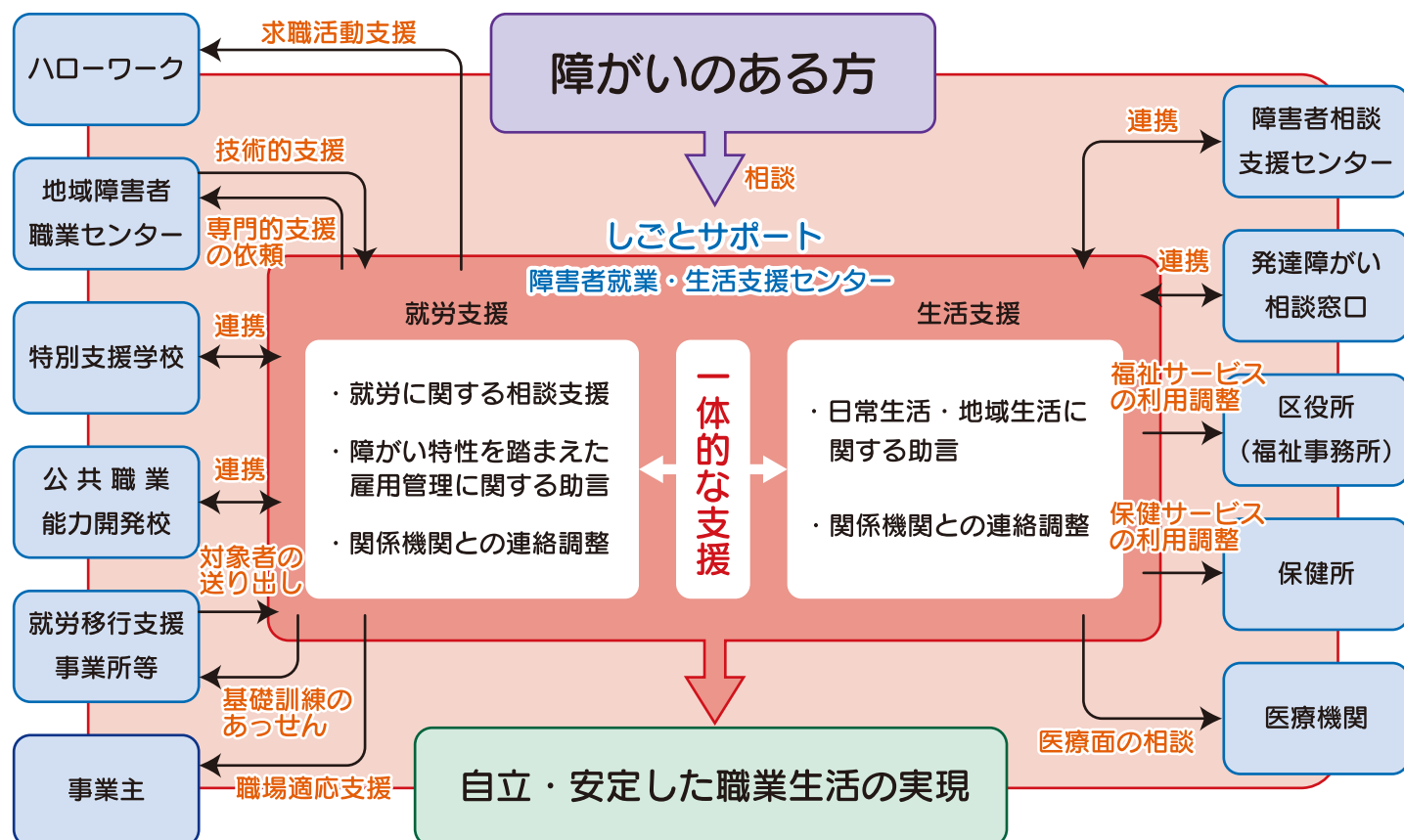
ご利用方法

まずはお気軽に電話またはFAX、Eメールでご相談ください。

開設時間

いずれも月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分

土日・祝日・年末年始は休み（※しごとサポート中部のみ第3土曜日開所）



神戸市内にお住まいの方（働かれている方）は

しごとサポート中部（神戸障害者就業・生活支援センター）

- 【所在地】〒652-0897 兵庫区駅南通 5-1-1
中部在宅障害者福祉センター2階
- 【電話番号】078-672-6480
- 【FAX番号】078-672-6486
- 【E-mail】shurou-soudan-info@kobeseirei.or.jp
- 【ホームページ】http://www.kobe-shuro.jp
- 【アクセス】JR「兵庫駅」南すぐ
神戸高速鉄道「大開駅」南 450m
市バス4・9系統「兵庫駅前」



東灘区・灘区にお住まいの方（働かれている方）は

しごとサポート東部

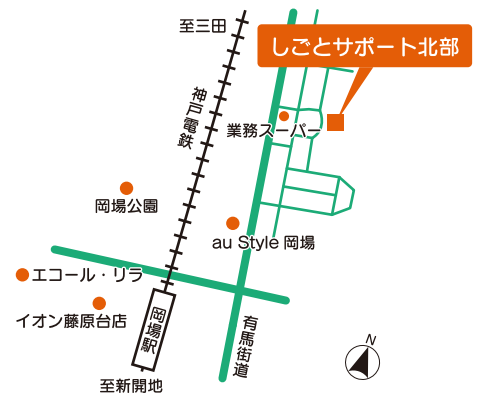
- 【所在地】〒657-0834 灘区泉通 5-5-13
- 【電話番号】078-891-3890
- 【FAX番号】078-891-3891
- 【E-mail】shigotosupport-tobu@associa-lnd.co.jp
- 【ホームページ】http://associa-lnd.co.jp
- 【アクセス】JR「摩耶駅」北 300m
阪急電鉄「王子公園駅」南東 600m
市バス92系統「水道筋6丁目」南 300m



北区にお住まいの方（働かれている方）は

しごとサポート北部

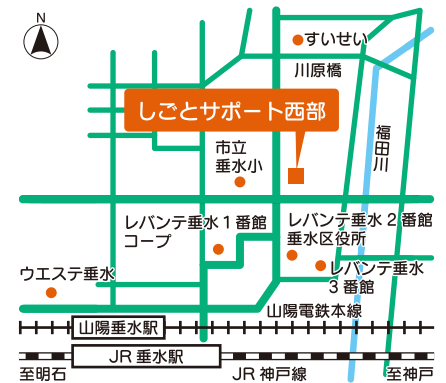
- 【所在地】〒651-1313 北区有野中町 2-5-19
- 【電話番号】078-982-9598
- 【FAX番号】078-982-7110
- 【E-mail】job.kobekita@youkikai.or.jp
- 【ホームページ】http://youkikai.or.jp
- 【アクセス】神戸電鉄「岡場駅」北北東 800m



垂水区・西区にお住まいの方（働かれている方）は

しごとサポート西部

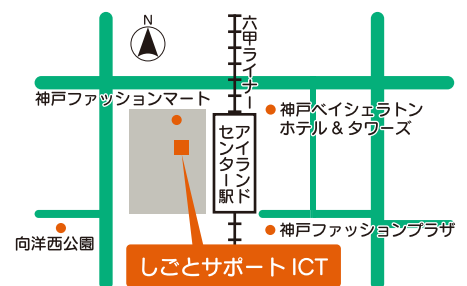
- 【所在地】〒655-0893 垂水区日向 2-2-4
垂水日向ビル3階
- 【電話番号】078-708-2861
- 【FAX番号】078-704-4040
- 【E-mail】seibu-suishin@sfsuisei.org
- 【ホームページ】https://www.sfsuisei.org/
- 【アクセス】JR・山陽電鉄「垂水駅」北東 350m



神戸市内にお住まいの方（働かれている方）で、特に ICT 関連での就労を希望される方は

しごとサポート ICT

- 【所在地】〒658-0032 東灘区向洋町中 6-9 6E-12
- 【電話番号】078-822-1073
- 【FAX番号】078-845-2918
- 【E-mail】kobeict@prop.or.jp
- 【ホームページ】https://www.prop.or.jp/
- 【アクセス】六甲ライナー「アイランドセンター駅」すぐ



ハローワークは、人と仕事を結ぶ総合的機関として、地域の福祉や教育、医療など関係機関との連携を強化しながら、職業相談や職業紹介、就職後の職場定着や継続雇用の支援を行っています。

求職から就職までの流れ



① 求職登録・職業相談・職業紹介

就職を希望する障がいのある方の求職登録を行い、具体的な就職活動の方法などの相談や指導を行います。また、求職者の技能、職業適性、知識、希望職種等と職務の要件とを十分照合してきめ細やかな職業相談、職業紹介を行います。

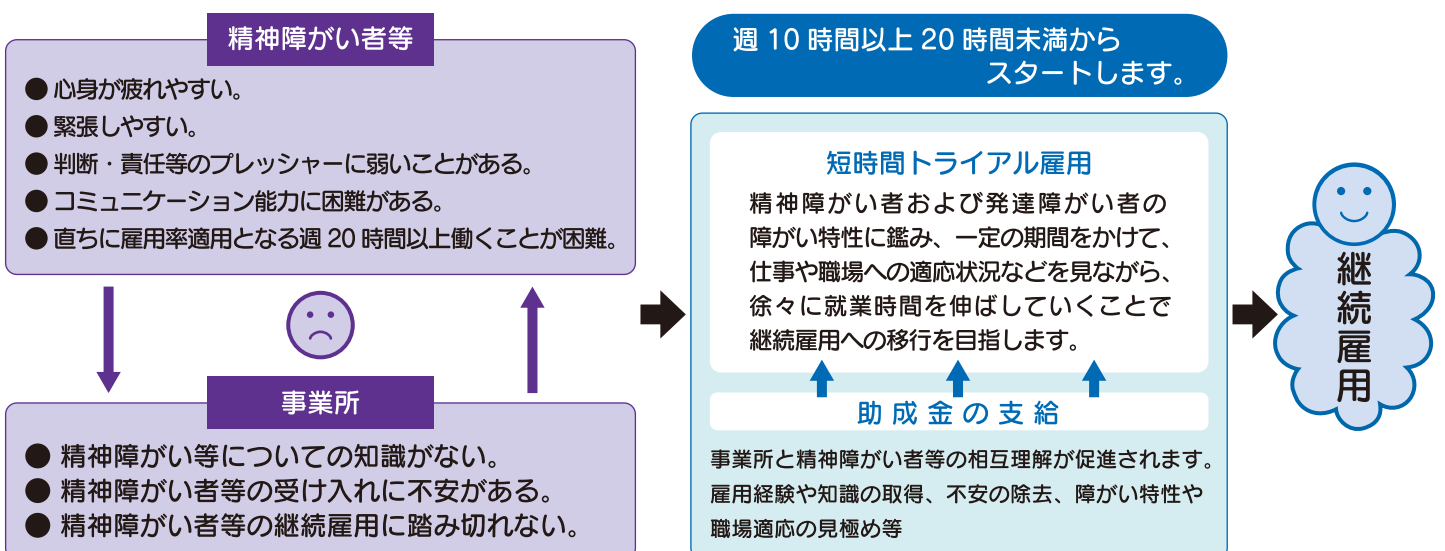
② トライアル雇用（障害者トライアル雇用）

事業主と有期雇用契約を締結し、原則 3 か月間のトライアル雇用（試行雇用）を行います。期間中に就労に対する不安を軽くし、事業主と障がいのある方の相互理解を深め、その後の継続雇用を目指します。

③ 精神障がい者等に対する短時間トライアル雇用

精神障がいおよび発達障がいのある方の職場への適応状況等に応じて徐々に就労時間を延長し、週 20 時間以上働くことを目指していくものです。

事業主と有期雇用契約を締結し、短時間就労（週 10 時間以上）から始めて一定の期間（3 か月以上 12 か月以内）をかけて就職に対する不安を軽減し、事業主と精神障がい等のある方の相互理解を深めながら就業時間を延長し、その後の継続雇用を目指します。



※②、③の詳細については右ページの各ハローワークにご相談ください。

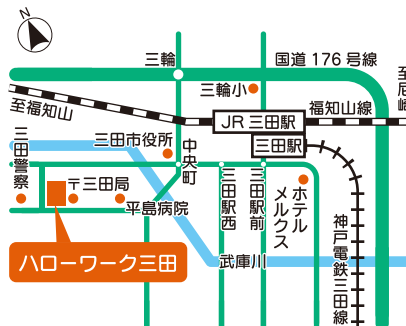
ハローワーク神戸

- 【所在地】〒650-0025 中央区相生町 1-3-1
- 【電話番号】078-362-8609(代表)
- 【FAX番号】078-362-4582
- 【アクセス】JR「神戸駅」徒歩 5 分
- 【管轄区域】中央区の一部、兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、北区の一部



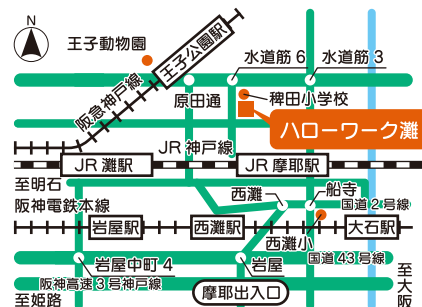
ハローワーク三田

- 【所在地】〒669-1531 三田市天神 1-5-25
- 【電話番号】079-563-8609
- 【FAX番号】079-563-8607
- 【アクセス】JR・神戸電鉄「三田駅」徒歩 13 分
神姫バス「兵庫県三田総合庁舎前」徒歩 3 分
- 【管轄区域】三田市、北区（ハローワーク神戸の管轄を除く）



ハローワーク灘

- 【所在地】〒657-0833 灘区大内通 5-2-2
- 【電話番号】078-861-8609(代表)
- 【FAX番号】078-861-8007
- 【アクセス】JR「摩耶駅」徒歩 5 分
阪急電鉄「王子公園駅」徒歩 7 分
阪神電鉄「西灘駅」徒歩 10 分
- 【管轄区域】東灘区、灘区、中央区（ハローワーク神戸の管轄を除く）



ハローワーク明石

- 【所在地】〒673-0891 明石市大明石町 2-3-37
- 【電話番号】078-912-2277(代表)
- 【FAX番号】078-912-2297
- 【アクセス】JR「明石駅」徒歩 10 分
- 【管轄区域】明石市、西区の一部



ハローワーク西神

- 【所在地】〒651-2273 西区糀台 5-3-8
- 【電話番号】078-991-1100(代表)
- 【FAX番号】078-991-7244
- 【アクセス】市営地下鉄「西神中央駅」徒歩 3 分
- 【管轄区域】西区（ハローワーク明石の管轄を除く）、三木市

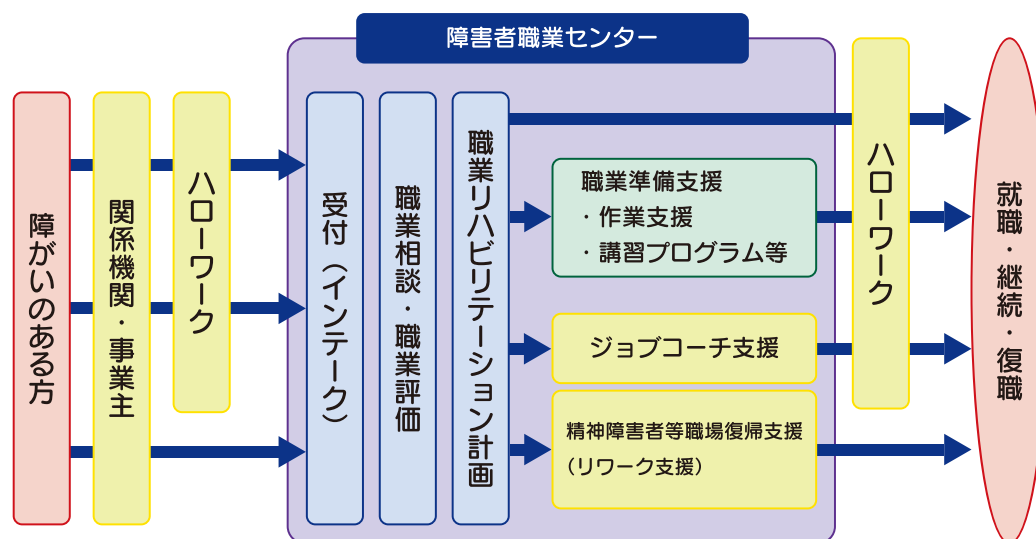


※開設時間はいずれも月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日・年末年始は休み）

※中央区、西区および北区の管轄区域の詳細につきましては、ハローワークにお問い合わせください。

兵庫障害者職業センターは、ハローワークと協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助まで、個々の障がいのある方の状況に応じた継続的なサービスを行っています。

利用経路とサービスの流れ



（出典：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）

① 職業相談・職業評価

障害者職業カウンセラーが就職に対する希望などをお聞きし、円滑な就職活動と適切な職業選択が行えるよう、また、職場で安定して働き続けられるように相談や助言を行います。

また、どのような仕事に適性があるのか職業能力等を評価し、それらを基に就職あるいは職場に適応するために必要な支援の内容、方法等を含め支援計画（職業リハビリテーション計画）を立てサポートします。

② 職業準備支援

就職活動に不安がある方、在職中で職場定着に悩んでいる方等に対して、(1)「作業支援」、(2)「仕事を続ける上で必要なスキル向上のための講座・グループワーク」、(3)「職業に関する知識・スキル習得の講座」を相互に組み合わせた支援や個別相談等を実施し、今後の就職活動や職場定着への円滑な移行を目指します。

期間と開始日はご相談の上、決定します。費用は無料ですが、工賃・交通費等の支給はありません。

■ 作業支援

センターに一定期間通所して作業体験を行い、職業の選択や就職にあたっての強みや課題を整理します。

■ 仕事を続ける上で必要なスキル向上のための講座・グループワーク

職場での基礎的なコミュニケーションスキルを身に付けるための対人技能訓練やストレス対処に関する講座（リラクゼーション、問題解決技能トレーニング等）や、自身の特性を踏まえた働き方に関する講座（ナビゲーションブック、キャリア等）を行います。

■ 職業に関する知識・スキル習得の講座

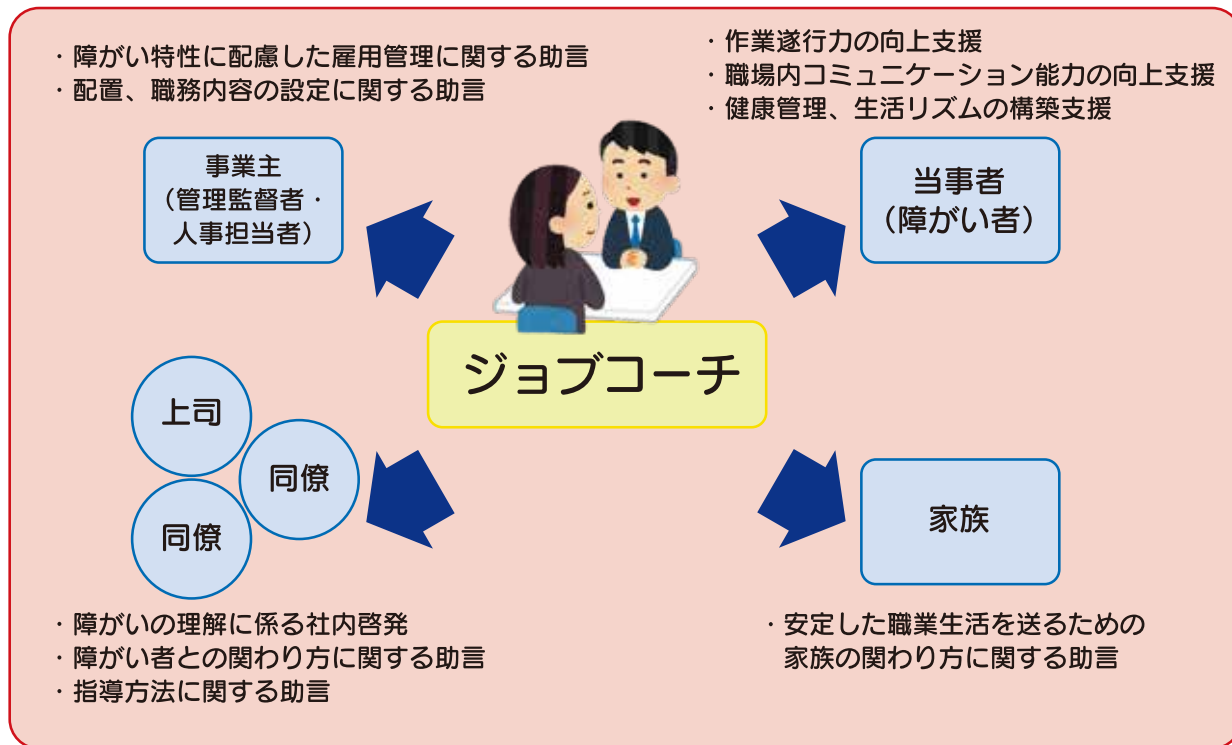
就職活動や職業生活に関する知識を得るための講座（面接の受け方、履歴書の書き方等）を実施します。

③ ジョブコーチ（職場適応援助者）の派遣

障がいのある方が職場に適応して働き続けられるよう、ジョブコーチが職場に出向き、障がいのある方や事業主の方、家族に対して、職場適応や雇用管理に関するアドバイスを行い、企業への就職や職場への定着をサポートします。

「雇用前の職場実習」から「採用と同時」「雇用後」と必要なタイミングで支援を開始できます。

標準的な支援期間は2～4か月です。支援終了後も必要に応じフォローアップを行います。



(出典：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

④ リワーク支援（うつ病等により休職されている方の職場復帰支援）

主としてうつ病等で休職している方とその方の復帰を希望している事業所の方に対して、円滑な職場復帰のため、主治医等と連携して生活リズムの立て直し、ストレス対処講習やコミュニケーションのトレーニング（アサーション）等、復職前のウォーミングアップを目的とした通所プログラムも実施、職場の受入体制の整備等の支援を行います。

※一定期間の事前相談と、ご本人、主治医、事業主すべての同意が必要です。

すでに会社を退職した方、主治医からまだ休養が必要と判断されている方は対象となりません。

兵庫障害者職業センター

【所在地】 〒657-0833 灘区大内通 5-2-2

【電話番号】 078-881-6776

【FAX番号】 078-881-6596

【E-mail】 hyogo-ctr@jeed.go.jp

【URL】 <https://www.jeed.go.jp>

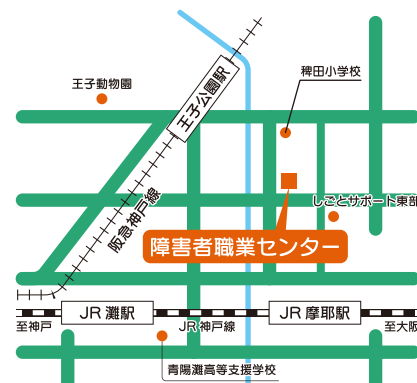
【アクセス】 JR「摩耶駅」徒歩 5 分

阪急電鉄「王子公園駅」徒歩 7 分

阪神電鉄「西灘駅」徒歩 10 分

【開設時間】 月曜日～金曜日 午前 8 時 45 分～午後 5 時

土日・祝日・年末年始は休み



公共職業能力開発校は、就職をするために必要な知識や技能を身につけたり、職業上の技術や知識をさらに向上させ、仕事を通じて実力ある社会人として社会参加を図るための施設です。



① 公共職業訓練

ハローワーク、障害者職業センター等の関係機関との密接な連携のもとに、障がいの態様等に応じた公共職業訓練を行っています。

受講を希望する場合は、住所地を管轄するハローワークで職業相談の上、応募し、入校試験合格後は所定の訓練期間について専門的な職業スキルをしっかりと学びながら就職活動を行うことができます。

② 障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練

当事者の住む身近な地域で、企業、社会福祉法人、民間教育機関等の多様な委託先を活用して実施する職業訓練です。

■ 訓練コース

(1) 知識・技能習得訓練コース【県立障害者高等技術専門学院】【兵庫障害者職業能力開発校】

民間教育機関、社会福祉法人等を委託先として、教室型の集合形式でパソコン技術など就労に必要な知識・技能を習得するコースです。(例：パソコン技術、ホームページ制作など)

(2) 実践能力習得訓練コース【県立障害者高等技術専門学院】【兵庫障害者職業能力開発校】

企業等の現場において、作業実習により実践的な職業能力を習得するコースです。(例：事務補助、清掃、各種製造、介護補助など)

(3) e-ラーニングコース【県立障害者高等技術専門学院】【兵庫障害者職業能力開発校】

通所が困難な方を対象として、インターネット接続パソコンを使用し、在宅訓練により知識・技能を習得するコースです。(例：パソコン技術、ホームページ制作など)

(4) 特別支援学校早期訓練コース【県立障害者高等技術専門学院】

特別支援学校高等部及び高等学校に在籍する生徒(3年生で10月以降)を対象として、就職に向けた職業能力の開発・向上を目的とするコースです。

(5) 在職者訓練コース【県立障害者高等技術専門学院】【兵庫障害者職業能力開発校】

企業等に在職している障害者を対象に、雇用継続に資する知識・技術を付与します。

■ 訓練期間・訓練時間

(1) 知識・技能習得訓練コース	原則 1～3 か月(標準 100 時間/月、下限 80 時間/月)
(2) 実践能力習得訓練コース	原則 3 か月以内(標準 100 時間/月、下限 60 時間/月)
(3) e-ラーニングコース	原則 3 か月以上(80～100 時間/月、上限 6 か月)
(4) 特別支援学校早期訓練コース	原則 1～3 か月(標準 100 時間/月、下限 60 時間/月)
(5) 在職者訓練コース	原則 12 時間以上

■ 受講料等

受講料は無料、教材費等は自己負担です。

■ 応募資格 次の事項にすべて当てはまる方です。(コース及び訓練科により追加要件あり)

- 障害者手帳を所持している方、または障がいに係る医師の診断等をお持ちの方
- ハローワークに求職登録をしている方(在職者訓練を除く)
- 職業訓練を受講することにより就労が見込める方(在職者訓練を除く)
- 症状が安定していて身辺自立が可能である方

■ 受講するためには

下記の各公共職業能力開発校または 5 ページの最寄りのハローワークにお問い合わせください。

兵庫県立障害者高等技術専門学院

【所在地】〒651-2134 西区曙町 1070

【電話番号】078-927-3230

【FAX 番号】078-928-5512

【ホームページ】<https://www.sgi.ac.jp/>

【訓練科目】() 内は定員、対象障がい種別

[1 年課程] ビジネス事務科 (10 名、身体等※)
総合実務科 (15 名、知的)

※身体障がい以外の障がいのある方はお問い合わせください。

[6 か月課程※] Jobサポート科 (5 名、精神)
キャリアチャレンジ科 (7 名、発達)
※令和 6 年 10 月から新設

【アクセス】JR・山陽電鉄「明石駅」下車の場合

・神姫バス南③番 (36、37、43、44 系統) 乗車

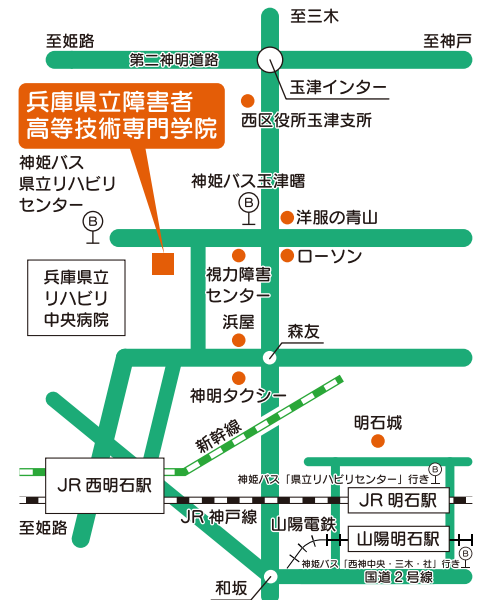
「玉津曙 (たまつあげぼの)」下車、徒歩 5 分

・神姫バス北⑭番乗車

「県立リハビリセンター」行き、終点下車、徒歩 2 分

市営地下鉄「西神中央駅」下車の場合

・神姫バス⑦番乗車「明石駅」行き、「玉津曙」下車、徒歩 5 分



国立県営兵庫障害者職業能力開発校

【所在地】〒664-0845 伊丹市東有岡 4-8

【電話番号】072-782-3210 (代表) 072-782-3217 (委託訓練直通)

【FAX 番号】072-782-7081

【ホームページ】<https://www.hyoushou.jp/>

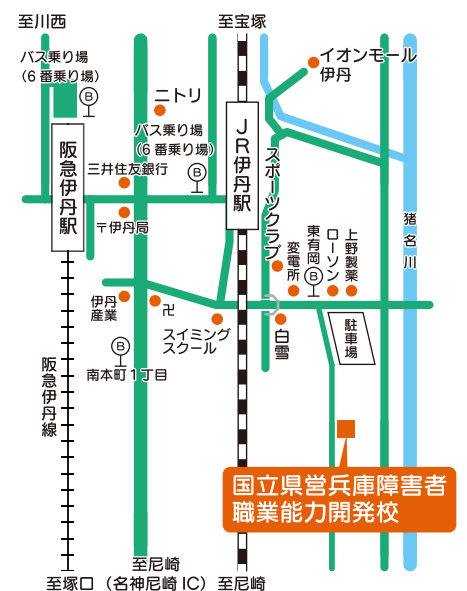
【訓練科目】() 内は定員、対象障がい種別

[1 年課程] OA 事務科 (20 名、身体※)
オフィスワーク CAD 科 (15 名、身体※)
総合実務科 (15 名、知的)
キャリア実務科 (15 名、発達)
※身体障がい以外の障がいのある方は
ご相談ください。

[6 か月課程] ビジネス実務科 (5 名、精神)

【アクセス】JR「伊丹駅」徒歩 10 分

又は市バス 22・23 にて「東有岡」下車、徒歩 3 分



職業能力開発施設は、障がいのある方の雇用・就業を促進するため、兵庫県が独自に設置した施設です。その特徴は、利用の要件や定員、固定された訓練が一切ないということです。特定された訓練科目を持たないことから個々人の課題に応じた訓練場面の設定ができ、「いつでも、誰でも、どんな訓練でも」を三原則とした運営をしています。また、政策施設としてさまざまな県就労支援事業に地域とともに取り組んでいます。

① 支援の流れ

項 目	内 容
① 相談	まずは、お電話ください。(月～金曜日 午前9時～午後5時30分) ☎ 078-927-2727 内線 3503・3504
② 見学	施設見学をお薦めします。そのうえで利用されるかどうかご判断ください。
③ 利用面接	ご要望や課題を確認するため、利用の可否を決めるものではありません。
④ 利用開始	定員はなく利用開始は随時です。
⑤ 職能評価	1～4週間の期間で働くために必要な力がどの程度備わっているのか、強みや課題、力を発揮できる環境等を総合的に評価し、今後の進路について助言等を行います。
⑥ 開発訓練	当施設での開発訓練が必要な方には支援計画に基づき、施設内と職場実習を組み合わせた開発訓練を実施します。
⑦ 就労支援と 職場定着支援	ひょうごジョブコーチ推進事業を中心として、ジョブコーチ手法を活用した就労支援や職場定着支援に努めます。

※⑥～⑦は必要に応じて提供しています。

② スケジュール

時 間	内 容
8 時 50 分	更衣後、始業前体操
9 時	作業開始
12 時	昼休み 昼食は各自で用意してください。職員食堂の利用もできます。定食は 600 円です。
13 時	作業開始
16 時	作業終了

③ 利用料等

無料です。(交通費、昼食費は自己負担です。工賃や手当はありません。)

④ 主な事業のご案内

■ 在校生短期評価

就労を希望する特別支援学校等の在校生を対象として、就労に向けて必要とされる基礎的作業能力や基本的労働習慣等の評価を行います。現状での適性能力や課題を把握することにより、適切な進路や訓練目標の設定が可能になります。

■ 職能評価・開発訓練

主に製造、流通、事務作業を想定した場面設定法によるワークサンプル（模擬作業標本）に取り組んでいただきます。そのプロセスを、作業性（速度、精度、耐久力）や理解力、労働習慣等、働くために必要な力がどの程度備わっているのか、強みや課題、力を発揮できる環境等を総合的に評価して、適職選定も含めた今後の支援の方向性等をお伝えします。

また、必要に応じてマッチする仕事・職種への開発訓練を行うとともに、労働習慣、ビジネスマナーを身につけ、職業準備性を高めます。

■ 障害者しごと支援事業

障害者福祉事業所を利用する方の工賃アップを目指した事業です。福祉事業所と企業とのマッチングを行い、仕事の受注拡大に取り組みます。

■ 障害者体験ワーク事業（通称：障害者しごと体験事業）

しごと体験推進員・コーディネーターを配置し、職場実習受入企業の開拓・確保を図り、職場体験の円滑な実施に向けた支援を行っています。

■ 障害者ビルメンテナンス技術習得訓練事業

一般社団法人兵庫ビルメンテナンス協会と連携して、ビル清掃の基礎を講義、実技指導で専門的、実践的に学ぶ短期職業訓練の機会を提供しています。

■ 障害者重点分野就労促進支援事業（清掃・介護）

就労に必要な清掃における基礎知識と技術習得を専門家から教わる研修や、介護業務を学ぶ研修を実施しています。

■ ひょうごジョブコーチ推進事業

県独自のジョブコーチ制度を創設。ジョブコーチが障がい者の職場を訪問し、職場適応・定着を図るため個々の特性を踏まえた専門的な伴走型支援を実施します。

■ 障害福祉サービスにおける就労アセスメント

就労移行支援が実施する「就労アセスメント」及び就労選択支援事業を実施しています。

総合リハビリテーションセンター職業能力開発施設

【所在地】〒651-2181 西区曙町 1070

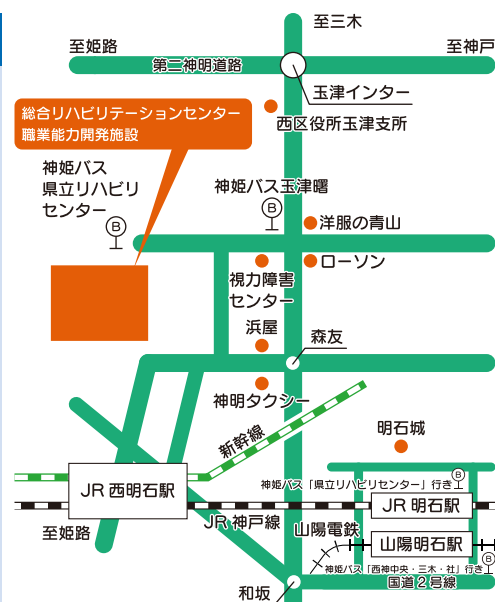
【電話番号】078-927-2727(代表)

【FAX 番号】078-925-9223

【ホームページ】<http://www.hwc.or.jp/noukai/>

【アクセス】JR・山陽電鉄「明石駅」下車
・神姫バス「西神中央・三木・社」行、
「玉津曙（たまつあけぼの）」下車
・神姫バス「県立リハビリセンター」行、終点下車

【開設時間】月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分
（評価・訓練時間は午前9時～午後4時）
土日・祝日・年末年始は休み



就労先や働き方について、より良い選択をするための支援を必要とする人に、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業所で約 1 か月間で就労能力や適正などの評価、関係機関等の調整を行います。

主な対象者

- ・ 就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者
- ・ 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

利用期間

原則として 1 か月以内。

利用料

障害福祉サービスの利用には、利用料（利用者負担額）が必要です。

利用料は、原則としてサービス提供費用の 1 割ですが、所得の状況によって負担上限額が設定されています。

利用方法

障がい福祉サービス事業所の利用にあたっては、利用の前に区役所への利用申請が必要となります。

詳しくは、お住いの区の区役所（福祉事務所）にご相談ください。

※障がいのある方にとって、必要なサービスをより安心して利用することができるように、「計画相談支援」サービスがあります。このサービスを利用される方が、計画相談支援サービスの申請等が必要です。

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業所で、一般企業等への就労に必要な知識や能力の向上のために訓練を行うところです。事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。

主な対象者

一般企業等への就労を希望する障がいのある方で、原則 65 歳未満の方。

主な事業内容

- 適性や課題の把握、個別の支援計画の作成
- 職業準備性の向上（基礎体力の向上、集中力・持続力の習得、社会人としてのマナー・挨拶・身なり等の習得等）
- 職場開拓、職場見学、職場実習
- 求職活動の支援、面接同行
- 就労後の職場定着のための支援等

※具体的な事業内容は事業所によって異なります。詳しくは各事業所に直接お問い合わせください。

利用期間

原則として 2 年以内。

※2 年を超えてサービスの利用が必要な場合は、審査により最大 1 年（原則 1 回）の更新が認められます。

利用料、利用方法

P12 の就労選択支援事業所の記載と同じです。

※就労移行支援事業所のご案内冊子については、スマートフォンからも
2 次元コードで掲載内容をご確認いただけます。

就労移行支援事業所のご案内

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a97737/kenko/handicap/syakaikatdudou/shurou/oshirase.html>)



障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業所で、一般企業等に新たに雇用された障がい者が働き続けられるよう、就労先等との連絡調整や就労に伴う環境変化による生活面での課題に関する相談、指導、助言等の必要な支援を行います。

対象者

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用した後、一般企業等に新たに就労した障がい者が就労を継続している期間が6か月を経過した方。

利用期間

最長3年（就労を継続している期間が6か月以上3年6か月未満）

利用料、利用方法

P12の就労選択支援事業所の記載と同じです。

就労継続支援事業所（A型・B型）

準備・訓練

就活支援

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所で、生産活動などを通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うところです。2つの類型（A型・B型）があります。

	就労継続支援 A 型事業所	就労継続支援 B 型事業所
主な対象者	① 就労移行支援事業所を利用したが、企業等の雇用につなげられなかった方 ② 特別支援学校等を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用につなげられなかった方 ③ 企業等での就労経験があり、現在は離職して雇用されていない方等 ※原則、65歳未満の方が対象です。	① 就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方 ② 50歳に達している方、または、障害基礎年金1級受給者 ③ ①、②いずれにも該当しない方であって、就労選択支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者等
利用形態・方法	事業所と雇用契約を締結します。就労条件は労働基準法等の法令に基づきます。要件を満たす場合は労働保険等が適用されます。	事業所と利用契約を締結します。（雇用契約は締結しません。）

※利用の前に障がい福祉サービスの申請が必要となります。

主な事業内容

- ・ 個別の支援計画の作成
- ・ 生産活動やその他の活動の機会の提供

※具体的な事業内容は事業所によって異なります。詳しくは各事業所に直接お問い合わせください。

利用期間

利用期間の定めはありません。

利用料、利用方法

P12の就労選択支援事業所の記載と同じです。

神戸市内にある就労選択・就労移行・定着・継続支援事業所の一覧は、神戸市ホームページ内「障害福祉サービス等事業者・障害者福祉施設等一覧」で、ご確認ください。
 (https://www.city.kobe.lg.jp/a97737/jigyousyaitiran.html)

障害者相談支援センターでは、障がいの種別に関わらず、地域での生活を支援するために、さまざまな相談に応じ、情報提供を行っています。

開設時間

月曜日～金曜日：午前 9 時～午後 7 時

(★印センターは土曜日・日曜日・祝日：午前 9 時～午後 5 時も開設しています) [年末年始は休み]

名 称	住 所	電 話	FAX
★ おかもと障害者相談支援センター	〒658-0073 東灘区西岡本 2-25-1	452-1510	452-1529
★ ひがしなだ障害者相談支援センター	〒658-0083 東灘区魚崎中町 4-3-18 魚崎中町デイサービス内	431-5003	431-5055
★ なだ障害者相談支援センター	〒657-0846 灘区岩屋北町 6-1-4 東部在宅障害者福祉センター内 1 階	882-7013	882-7014
★ たちばな障害者相談支援センター	〒650-0016 中央区橘通 3-4-1 神戸市立総合福祉センター内 1 階	367-6651	351-1660
★ いそがみ障害者相談支援センター	〒651-0086 中央区磯上通 3-1-32 こうべ市民福祉交流センター内 1 階	200-5611	200-5657
★ ひょうご障害者相談支援センター	〒652-0897 兵庫区駅南通 5-1-1 中部在宅障害者福祉センター内 2 階	686-1731	686-1732
★ きた障害者相談支援センター	〒651-1114 北区鈴蘭台西町 1-26-2	592-1371	592-1381
★ ほくしん障害者相談支援センター	〒651-1302 北区藤原台中町 1-2-2 エコルリラ 1 階	982-1122	982-1022
たにがみ障害者相談支援センター	〒651-1245 北区谷上東町 8-21 シャトーノールデュー II 1 階	582-4431	582-4432
★ にしだい障害者相談支援センター	〒653-0834 長田区川西通 5-101-1	643-3730	643-3731
★ しんながた障害者相談支援センター	〒653-0038 長田区若松町 4-2-15 ピフレ新長田 2 階	611-8860	611-8861
★ きたすま障害者相談支援センター	〒654-0154 須磨区中落合 2-2-8 ワコーレ須磨名谷ステーションマークス 1 階	795-1453	795-1454
★ たかとり障害者相談支援センター	〒654-0024 須磨区大田町 7-3-15 須磨区障害者地域生活支援拠点内	739-1292	739-1293
★ たるみ障害者相談支援センター	〒655-0006 垂水区本多聞 7-2-3 西部在宅障害者福祉センター内	782-6661	786-0210
たるみみなみ障害者相談支援センター	〒655-0893 垂水区日向 2-2-4 垂水日向ビル 3 階	704-3340	704-4040
★ にしこうべ障害者相談支援センター	〒651-2242 西区井吹台東町 1-1-1 西神南センタービル 7 階	996-9820	996-9821
たまつあけぼの障害者相談支援センター	〒651-2134 西区曙町 1070 総合リハビリテーションセンター内	927-4171	927-4172
★ ひらのせいしん障害者相談支援センター	〒651-2276 西区春日台 5-174-10 西区障害者地域生活支援拠点内	962-5512	962-5540

発達障がい相談窓口

相談

市内に3か所ある発達障がい相談窓口では、発達障がいのある方の日常生活、仕事や就労に関するさまざまな相談に応じたり、情報提供を行っています。対象：市内在住、15歳以上（中学卒）。

開設時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

名 称	住 所	電 話	FAX
神戸ひがし発達障がい相談窓口	〒652-0897 兵庫区駅南通 5-1-1 中部在宅障害者福祉センター 2 階	672-6497	686-1732
神戸きた発達障がい相談窓口	〒651-1245 北区谷上東町 8-21 シャトーノールデュー II 1 階	907-6117	582-4432
神戸にし発達障がい相談窓口	〒655-0893 垂水区日向 2-2-4 垂水日向ビル 3 階	708-6078	704-4040

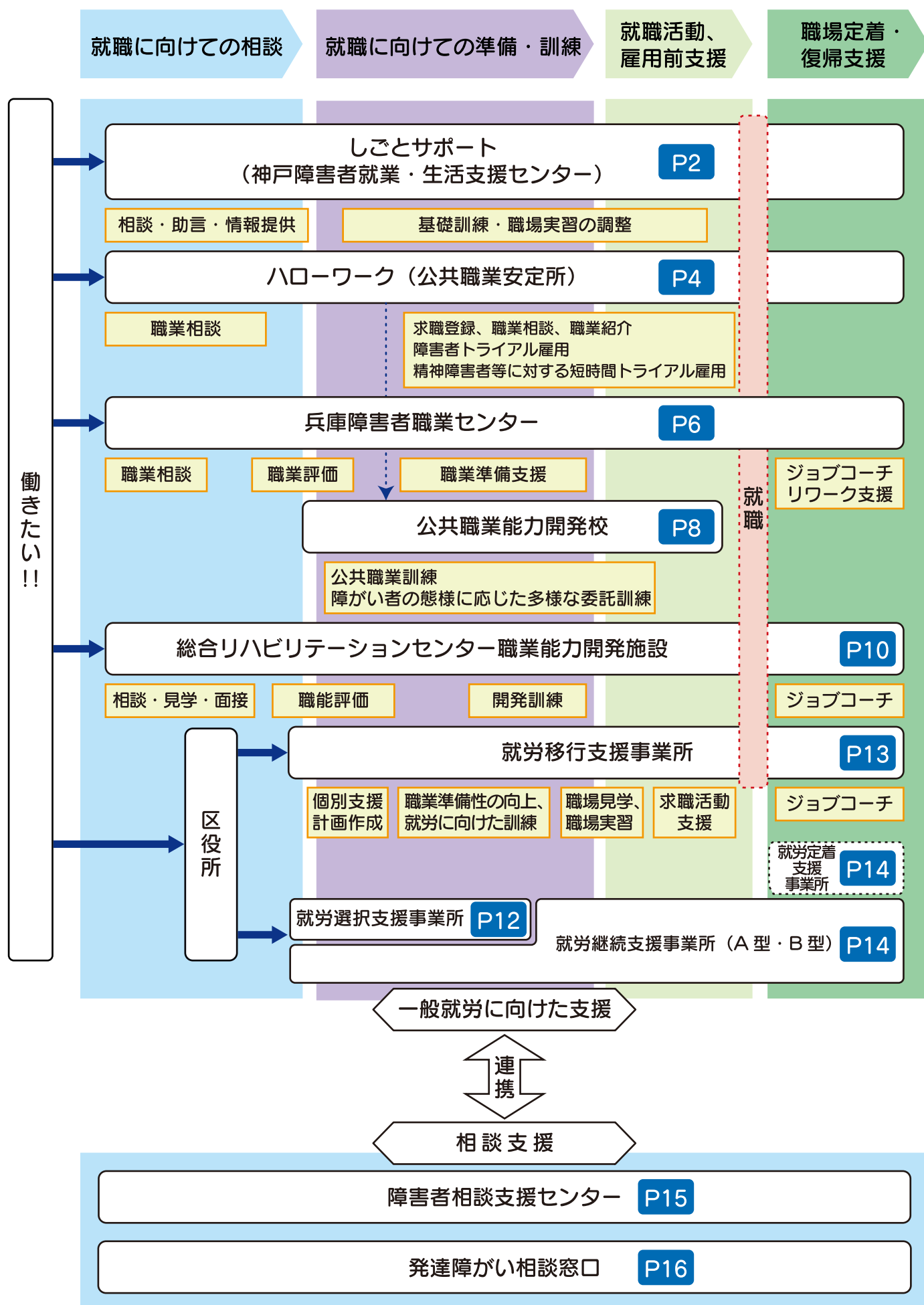
区役所・支所（福祉事務所、保健センター）

相談

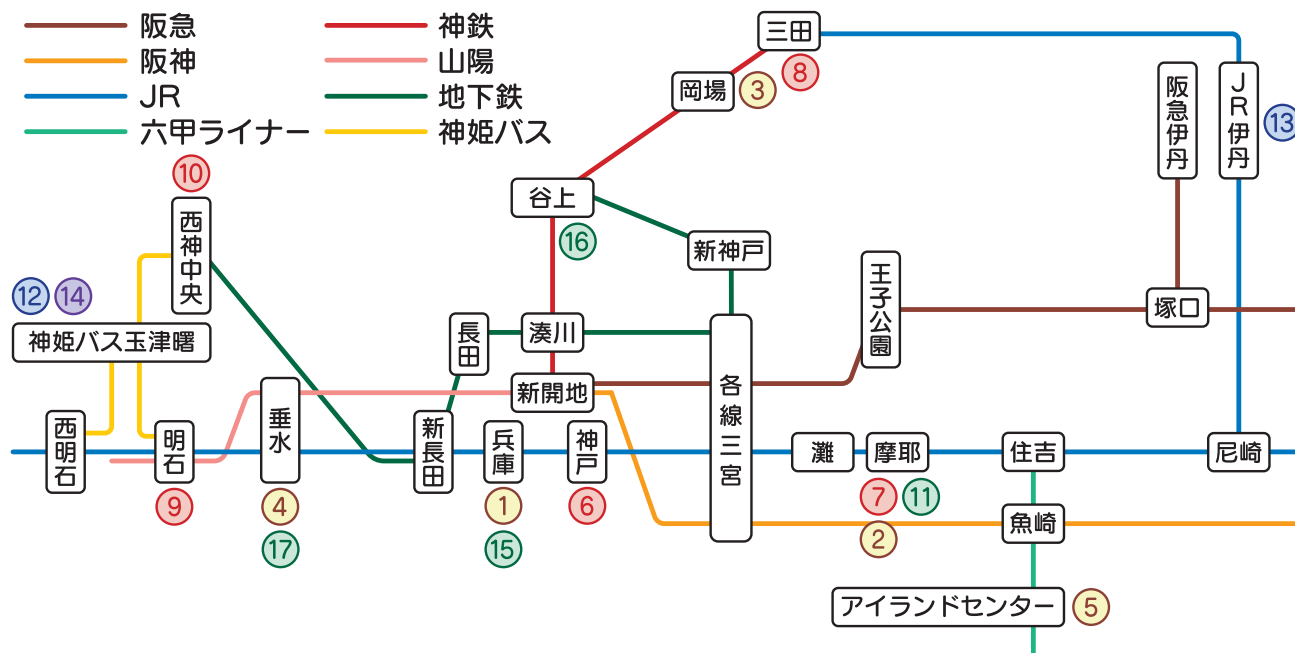
障がいに関する総合窓口として、障がい福祉サービス利用の相談などさまざまな相談に応じています。

名 称	住 所	電 話	FAX
東灘区	〒658-8570 東灘区住吉東町 5-2-1	841-4131(代)	851-9333
灘 区	〒657-8570 灘区桜口町 4-2-1	843-7001(代)	843-7018
中央区	〒651-8570 中央区東町 115	335-7511(代)	335-7919
兵庫区	〒652-8570 兵庫区荒田町 1-21-1	511-2111(代)	511-7006
北 区	〒651-1195 北区鈴蘭台北町 1-9-1	593-1111(代)	594-0934
北神区役所	〒651-1302 北区藤原台中町 1-2-1 北神中央ビル	981-5377(代)	984-2334
長田区	〒653-8570 長田区北町 3-4-3	579-2311(代)	579-2343
須磨区	〒654-8570 須磨区大黒町 4-1-1	731-4341(代)	735-8159
北須磨支所	〒654-0195 須磨区中落合 2-2-6	793-1212(代)	795-1140
垂水区	〒655-8570 垂水区日向 1-5-1 レバンテ垂水 2 番館	708-5151(代)	709-6006
西 区	〒651-2295 西区糀台 5 丁目 4-1	940-9501(代)	990-2521
玉津支所	〒651-2144 西区玉津町小山 180-3	965-6400(代)	926-1300

主な就労支援機関一覧



各支援機関への交通案内



しごとサポート

- ① しごとサポート中部
(神戸障害者就業・生活支援センター)
- ② しごとサポート東部
- ③ しごとサポート北部
- ④ しごとサポート西部
- ⑤ しごとサポート ICT

障害者職業センター

- ⑪ 兵庫障害者職業センター

公共職業能力開発校

- ⑫ 兵庫県立障害者高等技術専門学院
- ⑬ 国立県営兵庫障害者職業能力開発校

総合リハビリテーションセンター 職業能力開発施設

- ⑭ 総合リハビリテーションセンター
職業能力開発施設

発達障がい相談窓口

- ⑮ 神戸ひがし発達障がい相談窓口
- ⑯ 神戸きた発達障がい相談窓口
- ⑰ 神戸にし発達障がい相談窓口

ハローワーク

- ⑥ ハローワーク神戸
- ⑦ ハローワーク灘
- ⑧ ハローワーク三田
- ⑨ ハローワーク明石
- ⑩ ハローワーク西神

発行：神戸市福祉局障害福祉課
〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1
Tel：078-322-5228 Fax:078-322-6044

令和 8 年 7 月発行

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。